

よくあるお問い合わせ（Q&A）

Q1 日本中央競馬会畜産振興事業とはどのような事業ですか？

（答）

1. 我が国の畜産は、家畜の繁殖・育成・肥育と、肉・乳・卵・蜂蜜などの畜産物の生産を目的としたものであり、日常の食生活を支え、豊かにする「美味しさ」を与えてくれるとともに、たんぱく質等の様々な栄養素の供給、また、地域の活性化や国土の保全等の多面的機能の発現、更には資源循環等といった重要な役割・機能を果たしています。
2. 日本中央競馬会畜産振興事業は、日本中央競馬会法（以下「競馬会法」という。）第19条第4項に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業に対し、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）がその事業費を助成することとしています。

【日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業】

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であって、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

3. ただし、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、国の基本方針に基づく基幹的な事業、又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとしています。（公募要領の「4. 事業要件（1）」参照。）

Q2 31年度はどのような事業が助成の対象となりますか？

（答）

1. 平成31年度において畜産振興事業として助成する事業は、日本中央競馬会畜産振興事業公募要領別紙1「平成31年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」（以下「公募テーマ」という。）に即した事業であって、かつ、同公募要領「4. 事業要件（2）」に適合するものとなります。

2. 同公募要領「4. 事業要件（2）助成対象とする事業の要件」は、以下のとおりです。

助成対象とする事業は、施行規則第2条の7第1号から第7号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあつては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあつては、高い事業効果（成果）を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発を目的とする事業（以下「研究開発事業」という。）にあつては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

3. また、平成31年度においては、新たな事業区分「災害等緊急事業」を設け、激甚災害又は家畜伝染病（家畜伝染病予防法第2条に規定する疾病）の発生により緊急に必要な畜産関連復興対策又は家畜防疫関連対策に対して助成することとしています。

当該事業区分の公募については、公募を実施する必要があると競馬会が判断した場合に別途設定の上、公表します。（※現在、公募は行っておりません。（平成30年10月31日時点））

Q3 どのような者が応募できますか？

（答）

1. 限りある財源を効率的に活用し、畜産振興事業について一層の成果を得るため、応募者間の競争性を高め、より良い事業が選定されるよう、幅広く募集することとしています。
2. 具体的には、農業協同組合等の農林漁業者を構成員とする団体、事業協同組合、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に加え、大学、高等学校、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)も応募が可能です。（公募要領「5. 応募者の要件（1）」参照。）
なお、株式会社や有限会社などの営利企業、個人は応募できません。また、国・地方公共団体の機関や独立行政法人も対象外となります。
3. ただし、助成を受けることのできる団体は、助成事業(その自己評価を含む。)及び経理事務の実施能力・体制を具備していること、事業成果の公益利用を認め、その積極的な普及に努めること等の要件(公募要領「5. 応募者の要件（2）」)を満たすことが必要となり

ます。

4. なお、JRA理事長が特に認める民間団体とは、公募要領「5. 応募者の要件（1）」の①から⑦の共同体、中小企業等協同組合のうちの事業協同小組合、事業協同組合連合会並びに技術研究組合などです。

Q4 複数の事業を応募できますか？

(答)

複数の事業の応募は可能です。但し、全て採択された場合にも確実に事業を実施できるエフォート配分となるようにしてください。

Q5 複数の者が共同して事業を実施することはできますか？

(答)

1. 複数の者が共同して1事業を実施することは可能です。この場合、事業全体の進捗管理、共同実施者間の調整等を行う者が代表して応募する必要があります。
2. 複数の者が共同して事業を実施する場合は、公募要領10.（1）応募書類のうち「○提案書—⑥様式6号：事業実施体制」に共同実施の構成・役割を記載するとともに、「○応募者の概要」の⑩から⑬の書類については、共同実施者分の書類も提出してください。

Q6 補助率や助成対象はどうなっていますか？

(答)

1. 公募要領別紙1「平成31年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」の1「公募する事業テーマ」に該当する案件の補助率は8/10以内とし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。このうち、助成金額が4百万円以下の案件については、少額案件として、補助率を9/10以内とすることとしています。
2. 応募する案件が、別紙1の2「公募する事業テーマのうち重点的に対応する事項」に該当する場合については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。ただし、別紙1の2（3）及び（4）を除く事項に該当するもののうち、全国的に事業を実施する必要があり、かつ、特に公共性及び公益性の高い事業として理事長が特に認めるものはこの限りではありません。
3. また、高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)が応募者として行う畜産振興事業については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
4. なお、上記の1～3に関わらず、取得金額が50万円（消費税を含む。）以上の備品及び機

械・施設等の整備（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む）については、原則、補助率を5/10以内とすることとしています。ただし、重点的に対応する事項の（1）及び（7）のうち、災害発生時に必要な備蓄用機材等については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。

5. 助成対象となる経費については、別紙2のとおりとして、畜産振興事業の実施に直接必要となる経費に限ることとしています。したがって、事務所借料等、応募者が組織を運営するのに当然必要な経費については、助成の対象としていません。

Q7 リース契約について、当初、事業終了後は継続して使用しないこととしていたものについて、その後の事業変更により別の事業に継続使用することは可能ですか？

（答）

1. 事業終了後に譲渡・再リース等により別の事業に継続して使用することは可能ですが、その状況に応じて必要な手続きを行う必要があります。
2. まず、自主事業にそのまま使用することとなった場合には、継続使用期間のリース料相当額（※）の減額若しくは返還を行う必要があります。
※ 当初設定したリース期間に、継続使用期間を加えたもの（この期間が法定耐用年数を上回る場合は、法定耐用年数とする。）を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算出した継続使用期間に係るリース料相当額。
3. 新たに採択された畜産振興事業にそのまま使用する場合には、助成金額の減額若しくは返還を行う必要はなく、そのまま使用することが可能ですが、その利用状況については確認させていただきます。

Q8 固定資産として管理するソフトウェアの開発費とはどのようなものでしょうか？

（答）

1. 固定資産として管理するソフトウェアの開発費は、日本公認会計士協会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）の1～22に準拠し判断します。
2. 実務指針において、ソフトウェアとはコンピュータ・ソフトウェアをいい、その範囲は、
 - ①コンピュータに一定の仕事を行わせるためのプログラム
 - ②システム仕様書、フローチャート等の関連文書となります。
3. また、実務指針において、自社利用のソフトウェアの資産計上の検討に際しては、そのソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する必要があり、その結果、将来の収益獲得又

は費用削減が確実に認められる場合は無形固定資産に計上し、確実にであると認められない場合又は確実にあるかどうか不明な場合には、費用処理することになります。(具体例は、実務指針の11を参照してください。)

4. 従って、固定資産として管理するソフトウェアの開発費に該当するかどうかについては、どのような作業を行うものか、そして完成したソフトウェアの利用により、収益獲得又は費用削減が確実にあるかどうか、などをよく検討する必要があります。
5. なお、畜産振興事業の公募及び採択の段階では、ソフトウェア開発の詳細や経費等が明確でない場合もありますので、ソフトウェア開発費を計上している場合やソフトウェア開発費に類する項目を計上している場合には、実績報告時において、再度、その経費の内容やソフトウェア開発に該当する費目の範囲等について検討を行い、公認会計士等の専門家の確認をとるなど適切に計上願います。(当初、固定資産として管理しないものとしていたものについて、結果として固定資産として登録したものについては、補助率を5/10以内として助成金額の減額若しくは返還を行うこととなります。)

Q9 委託費について、「実施主体が負担していない経費は助成対象としない」となっていますが、どういうことですか？

(答)

1. 委託とは、事業を実施する上で、事業実施主体が自ら行うことができない業務などを、委託契約に基づき、他者(委託先)に委託するものです。
2. 補助率8/10となる委託事業において、実施主体の自己負担分は2/10となりますが、自己負担分の資金の調達に当たって、委託先に自己負担分を委託費の一部として負担させるようなケースなど、実施主体が負担していない経費は助成対象とはなりません。

Q10 どのような畜種が対象になりますか？

(答)

乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊、みつばち等日本標準産業分類(平成25年10月改定、平成26年4月1日改定)の細分類のうち「酪農業」、「肉用牛生産業」、「養豚業」、「養鶏業」及び「その他の畜産農業」において飼養される畜種が対象になります。
競走馬は対象となりませんのでご注意ください。

Q11 助成金はどのような手続きにより受け取るのですか？

(答)

1. 畜産振興事業についての助成業務は、競馬会法第19条第4項に基づき、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人(平成31年度は、(公財)全国競馬・畜産振興会(以

下「振興会」という。))が行うこととなります。

2. 採択が決定した事業実施主体においては、事業の実施に必要な申請書等を作成し、振興会に対して助成金の交付を申請することとなります。振興会では申請内容を確認の上、交付決定します。(複数年度にわたる事業にあっては、毎年度申請、交付決定となります。)助成金の概算払いが必要な場合は、概算払い請求書の提出が必要です。
3. なお、所定の期日までに、振興会に対して助成金の交付申請手続きを行わなかった場合は、助成対象事業としての採択が取り消されますのでご注意ください。

Q12 助成金の取扱いにはどのようなことが求められますか？

(答)

畜産振興事業の助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」が適用されます。事業の適正な実施にあたって細心の注意が求められます。また、事業実施主体及び委託先等に対して、振興会による助成金の執行等に関する監査が行われます。

Q13 事業実施期間についてはどうなっていますか？

(答)

1. 事業実施期間については、事業成果の早期発現の観点から、原則として単年度です。
2. ただし、事業の内容から、複数年度の実施期間が必要であるとの特別な理由(必要性及び緊急性)があるものは、事業実施期間の設定の妥当性について厳密な審査を行った上で、研究開発事業については最長5年、その他の事業については最長3年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。
3. なお、研究開発事業のうち、実施期間が3年を超えるものについては、2年が終了する年度末に、外部専門家・外部有識者からなる委員会において畜産振興事業の進捗状況の把握と事業継続の有用性・有効性の評価を必ず行い、その結果に基づき、必要に応じて事業規模の縮小、中止、見直し等を行うとともに、委員会の評価結果等とともにその概要を特定法人へ報告していただく必要があります。(畜産振興事業がそのまま継続される場合であっても同様です。)

Q14 応募後の審査等のスケジュールはどうなっていますか？

(答)

1. 公募期間終了後、応募のあった事業については、JRAに設置される外部有識者等からなる畜産振興事業審査委員会において審査され、3月末頃に採択事業を決定し、その結果を

JRAから応募者に通知します。（ただし、法人格の該当性等に合致しない場合は、事前に通知します。）

採択決定後、振興会に助成金の交付申請書等を提出していただき、助成金の交付決定を経て、4月頃の事業開始を予定しています。ただし、やむを得ない事情により遅れることがあります。

審 査	: 平成31年 1月～3月
採択事業の決定	: 平成31年 3月末頃
助成金交付申請書等の提出	: 平成31年 4月頃
助成金交付決定（事業の開始）	: 同 上

2. また、災害等緊急事業の公募については、公募を実施する必要があると競馬会が判断した場合に別途設定の上、公表します。（※現在、公募は行っておりません。（平成30年10月31日時点））

Q15 事業の成果に関する権利は誰にありますか？ また、取得した権利の実施等により収益が生じた場合、どのような手続きが必要になりますか？

（答）

1. 助成対象事業の実施により得た特許権等の知的財産権の成果については、原則として、事業実施主体に帰属することになります。知的財産権の取得を申請する際には、書面によりその旨を遅滞なく、振興会に報告してください。
2. 事業の一部を第三者に委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定する必要があります。また、委託先等が特許権等の知的財産権の取得を申請する際も、事業実施主体が振興会に報告してください。
3. また、取得した知的財産権の実施や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、当該事業による年間の収益の状況を、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、各事業年度末から90日以内に振興会に報告する必要があります。委託先等において本事業の成果により取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合にあっても、同様に、事業実施主体が振興会に報告してください。
4. 上記3の収益状況報告に基づき、事業の実施により事業実施主体（委託先等を含みます。）に相当の収益が生じたと認められるときは、振興会が、助成額の全部又は一部に相当する金額について、納付を求めることとなります（収益納付）。
5. なお、本事業の成果である特許権等については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、振興会の承認を受けないで、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。（振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、譲渡又は利用の許諾を認める場合があります。）

Q16 特許権等の知的財産権にはどのようなものがありますか？

(答)

知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権及び商標権をいいます。

Q17 事業の成果について、公表する場合はどのようにすれば良いですか？

(答)

1. JRAは、競馬の売上の一部を財源として助成事業を行っており、その成果については、社会に対する積極的な情報発信が不可欠と考えております。
2. そのため、事業実施主体におかれては、積極的な情報発信を行っていただくとともに、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム及び研究開発事業にあつては論文発表等で公表する場合に、JRAの助成によるものであることが分かるように、所定のロゴマークを用いた助成表示や論文内でのJRA畜産振興事業の支援の明示を行っていただくこととなります。

Q18 過去の助成事業はどのようなものがありますか？

(答)

JRAのホームページのトップページから「企業情報」→「畜産振興への取り組み」の順にクリックしていただきますと、過去に助成を受けた畜産振興事業の概要がご覧いただけます。(URL：<http://company.jra.jp/0000/chikusan/chikusan.html>)